平成２７年（フ）第２９４号
相模原市緑区向原１丁目11－８
破産者　株式会社小林電機
１　決定年月日　平成28年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２９５号
相模原市緑区向原１丁目11番８号
破産者　小林　祐智
１　決定年月日　平成28年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４０９号
相模原市緑区下九沢1357番地12
破産者　有限会社土本建材興業
１　決定年月日　平成28年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４８３号
愛知県西尾市城崎町４丁目26番地
破産者　株式会社いこいの郷ヒューマンスタッフ
１　決定年月日　平成28年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４８４号
愛知県西尾市城崎町４丁目26番地
破産者　株式会社いこいの郷食品
１　決定年月日　平成28年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３０号
北海道歌志内市字上歌１番地３
破産者　有限会社弘信
１　決定年月日　平成28年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２７年（フ）第２３号
岩手県奥州市水沢区字東町４番地
破産者　水沢商店協同組合
１　決定年月日　平成28年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２６年（フ）第１２４号
山形市立谷川２丁目1121番地の３
破産者　有限会社山形製版
１　決定年月日　平成28年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０５号
福島市永井川字古寺44番地の１　カーサみなみＢ203
破産者　佐藤　宗典
１　決定年月日　平成28年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第１１６０号
横浜市保土ケ谷区峰岡町１丁目20番地５号ＨＳビル302
破産者　株式会社小園組
１　決定年月日　平成28年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８４８号
横浜市南区永楽町１丁目２番11
破産者　株式会社英
１　決定年月日　平成28年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３３０号
相模原市南区相模台３丁目８番１－306号
破産者　有限会社エバーラスティング
１　決定年月日　平成28年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４３１号
金沢市久安３丁目144番地
破産者　北国建材工業株式会社
１　決定年月日　平成28年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４５号
静岡県御前崎市合戸2441番地の13
破産者　有限会社新屋
１　決定年月日　平成28年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２７年（フ）第２４１号
愛媛県松山市生石町464番地10
破産者　田所匠会株式会社
１　決定年月日　平成28年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７１号
福岡県行橋市東泉１丁目13番21号
破産者　株式会社七彩工房
１　決定年月日　平成28年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２６年（フ）第６２号
熊本市西区池田１丁目27番23号
破産者　清田　　繁
１　決定年月日　平成28年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２３６号
沖縄県那覇市字田原308番地メゾングリーンヒル１階
破産者　株式会社沖縄観光写真センター
１　決定年月日　平成28年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第３２６号
沖縄県那覇市松尾２丁目８番７号
破産者　有限会社長崎本舗
１　決定年月日　平成28年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１９２６号
北海道北広島市共栄町３丁目９番地１
破産者　有限会社農販札幌
１　決定年月日　平成28年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４０号
富山県射水市太閤町115番地２ヴィラ太閤Ｂ
破産者　デフオートパークこと　松山　憲悟
１　決定年月日　平成28年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第３４８号
名古屋市中区栄１丁目13番４号みその大林ビル10Ｆ
破産者　双健堂株式会社
１　決定年月日　平成28年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６１２号
愛知県愛西市柚木町山廻り60番地の２
破産者　辻清掃有限会社
１　決定年月日　平成28年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部